

令和7年度 第1回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年4月4日(金)午後4時15分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階第1会議室

3. 出席委員数 (18名)

出席者 (会長) 吉田陽一

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番	佐藤洋介	2番	加藤和洋	3番	伊藤淑榮
4番	鈴木和俊	5番	高橋郁雄	6番	清水司
7番	三浦栄子	8番	原田智也	9番	鈴木孫城
10番	武田一雄	11番		12番	佐藤正樹
13番	目黒千衣子	14番	山本義則	15番	伊藤賢一
16番	鈴木豊則	17番	鈴木誠孝		

4. 欠席委員 11番 三浦富美男 委員 (1名)

5. 農業委員会業務報告(3月分)

6. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度男鹿市農業委員会事業計画(案)について

議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について

8. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 濱 野 勇 幸

局 長 補 佐 鈴 木 俊 市

主 事 浅 井 和 将

10. 会議の概要

局長補佐

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただ今から、令和7年度第1回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。

今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が4件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、お忙しいところ、今年度、初めの定例総会にご出席下さいますとありがとうございます。

昨年度は、米の値段が上がり農家の経営にとって、最良の年でありました。

本年度も良い年となるよう祈念いたします。

また、いよいよ農業公社を利用した新たな契約方法がスタートします。

皆様には、農家からの相談等が増えると思いますが、事務局と連携し対応してまいりますので、よろしくお願い致します。

今年度も農業委員会活動へのご協力をお願いいたします。

局長補佐

ありがとうございました。

ここで、人事異動に伴い事務局長に異動がありましたので、新任の事務局長を紹介いたします。

～ 濱野事務局長あいさつ ～

今後は濱野事務局長のもと4人の体制で事務を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

次に、総会の定足数であります。

本日は、11番の三浦富美男委員から欠席の届け出があり、出席委員数は19名中18名で、総会の定足数に達しております。

なお、目黒千衣子委員は遅れるとの連絡がありました。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、15番 伊藤賢一委員、16番 鈴木豊則 委員 をお願い致します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。

続きまして、農業委員会業務報告をよろしくお願い致します。

浅井主事

3月の農業委員会業務報告をさせていただきます。
3月5日、第12回農業委員会定例総会を開催しております。
3月14日に、5条転用関係の現地確認、及び地目変更に関する現地確認を男鹿中、五里合地区にて実施しております。
3月15日に五里合基盤整備事業に係る竣工式典が開催されており、農業委員会から吉田会長が出席しております。
3月21日に第108回常設審議委員会及び、秋田県農業会議第43回理事会が開催されております。
3月24日に第13回農業委員会臨時総会が開催されております。
出席者に関しては、記載の通りとなります。
今後の予定についてですが、4月25日業務打ち合わせ及び第109回常設審議委員会が予定されております。
5月2日に今年度2回目となる農業委員会定例総会開催を予定しております。
業務報告は以上でございます。

議長

事務局の説明について何かご意見ございませんか。

(意見無しの声。)

なしということで、報告ですのでよろしく願いいたします。
続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定の通知についてです。

局長補佐

議案書1ページをお願いいたします。
報告第1号農地法第18条による案件になります。
申請番号1号は男鹿中山町字アマダ沢107、地目、田、面積、3964平米。
渡人、潟上市のA。
請人は、男鹿中のB。
こちらこの後、ご審議いただきます。
農地転用に関する解約となります。
申請番号2号、男鹿中中間口字飯坂119。
地目、田、面積2630平米、
渡人が、東京都のC。
受人が、男鹿中のD。
こちら、申請番号1号と同様に、この後ご審議いただき、農地転用に関する解約となります。
説明は以上でございます。

議長

事務局の説明にご意見ございませんか。

(意見無しの声)

意見無いことを確認し、報告でありますので、よろしく願いいたします。
続きまして、議事案件に入りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をお願いいたします。
議案書の2ページをご覧ください。

局長補佐 議案第 1 号、農地法第 3 条の案件であります。
今回は所有権移転が 1 件、貸借権設定が 2 件となっております。
それでは申請番号 1 号、所有権移転の案件であります。
五里合箱井字町屋田 224-1、地目、田、面積 235 平米。
渡人が埼玉県の E。
受人が五里合の F。
渡人からの要望により受人が受けるということでもあります。
総額 12 万円であります。
以上で所有権移転の案件の説明を終わります。

議 長 何かご意見ございませんか。

(意見無しの声)

なしという声がありましたので、申請通りとしたいと思います。
続きまして、議案第 2 号、貸借権設定です。
事務局お願いします。

局長補佐 それでは引き続き 2 ページの申請番号 2 号、貸借権設定の案件であります。
角間崎字新家ノ下 24、地目、田、面積 5377 平米、
渡人が角間崎の G。
受人が、鶴木の H。
これは前回基盤強化法第 19 条で行っていた契約を農地法第 3 条に変更する
という案件であります。
10 アール当たり 1 万 5000 円、水利費は、借人負担ということになっておりま
す。
申請番号 3 号、野石字山崎 29 他 5 筆、地目、田、面積計 10,510 平米。
渡人が野石の I、
受人が、野石の J。
この案件に関しても、前回基盤強化法第 19 条で行っていた契約を農地法第 3
条に変更するという案件であります。
10 アール当たり米 1 俵、水利費は貸人負担ということになっております。
2 号が、再設定の 3 年契約。
3 号が再設定の 10 年契約ということでもあります。
以上で説明を終わります。

議 長 この件について何かご意見ありませんか。

加藤委員 基盤強化法第 19 条から農地法第 3 条に変更した理由を教えてください。

局長補佐 1 変更した理由としましては、これから始まる促進計画が農業公社を通した方法
に変更になります。その手続きを避けるためであり、農業公社を通してまでは手
間をかけたくないということでお互い合意し、他に契約方法ということで、農地法
第 3 条に変えることになりました。
※契約初年度に手数料(双方 5,000 円)がかかる。

議 長 これでよろしいでしょうか。あと他にございませんか。

(意見無しの声)

それでは次に進みたいと思います。
議案第2号農地法第5の許可について、よろしくお願ひいたします。

浅井主事

議案書の3ページをお願ひいたします。
議案第2号第5条の案件です。
申請番号1号から5号までありますが、すべて関連した案件になりますので、一括してご説明いたします。
申請番号1号から男鹿中山町字アミダ沢101-1他3筆、地目、田、面積計22690平米。
渡し人が男鹿中のK他4名、請人がL。
これは、令和4年に発生した、河川災害復旧工事に伴う現場事務所を設置するための一時転用となります。
合計面積が22690平米と説明しましたが、転用面積部分に関しては合計2748平米となります。
詳細については、別添の図面をご確認ください。
まず1ページ、位置図になりますが、男鹿中コミュニティーセンターより、約500メートルほど、中間口方向に入った場所になります。
赤色で着色している箇所が2ヶ所ありますが、今回、現場事務所2ヶ所、仮設事務所2ヶ所設置するという転用になっております。
図面の3ページをお願ひいたします。
まず1ヶ所目になります。
赤い部分が資材置き場で使用する部分でして、青色の細長く着色してる部分が真ん中にあると思いますが、既存の農道脇に盛土をして拡幅をして、そこを重機が通れる幅に広げるという形になっております。
右側の着色している赤旗間を着色している部分が、現場付近になりますが、こちら、駐車スペース、重機の駐車スペース及び資材置き場ということになっております。
続きまして5ページをお願ひいたします。
青い部分に関しましては、重機等の通路部分として、拡幅する部分になり、赤い部分が資材や残土置き場として想定している部分になります。
盛土や鉄板等で対応すると聞いております。
地主と耕作者の方には、すでに説明済みで、すべて同意は、取れていると聞いております。
参考までに、今回の転用に関しては、地主及び耕作者の方に支払う金額として、総額27万8560円と聞いております。
説明は以上となります。

議 長

それでは、現地確認いたしました。
議席番号3番の伊藤淑榮委員、10番の武田委員、13番の目黒委員、説明は、10番の武田一雄委員にお願ひいたします。

武田委員

それでは、説明します。

武田委員	調査は、私を含め委員 3 名と事務局から浅井主事、相手方の施工業者が立ち会いうえ、説明を受けました。 申請通りで何ら問題ないと思いますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。
議 長	これについて何かご意見ございませんか。
鈴木豊則委員	確認ですがこの工事は県工事ですか、市工事ですか。
浅井主事	県工事です。
鈴木豊則委員	県工事の河川工事、農地関係であれば申請を出さなくてもいいのか。 また、県工事で農業関係の土木工事は申請不要という話があるがどうなのか。 申請することは、皆様に知らせる意味でいいことなのですが。
浅井主事	県に確認したところ、農地を一時的に使用する場合は、転用必要。
鈴木豊則委員	県工事で農林関係は、出さなくてもいいと聞いている。
浅井主事	転用の場合、公共工事で永年的に農地が別のものに使用される場合は、不要です。畑に道路を作る場合など不要。 農業施設の場合不許可の例外がある。 災害復旧対応に関しては、不許可の例外というのがあるけども緊急性がある場合ということであり、今回は令和 4 年とだいぶ前に起きた災害復旧工事で緊急性はないということで、転用の手続きを踏んでいただきました。本当に今すぐやらなきゃいけない災害復旧工事に関しては、例外で転用の届け出が不要だと認識しております。
鈴木豊則委員	申請することは、みんなに知らせる意味でもいいことなので、確認の意味で質問しました。
局長補佐	工事をする部署と、農業会議等で少し認識のずれがある様で、農業会議の方としては、浅井が説明したように、基本的には一時転用の部分は、必ず転用の許可が必要だというような解釈でありました。
鈴木豊則委員	県から不許可の例外項目を確認してください。
浅井主事	不許可の例外項目については、確認します。 これについては、事務局でも勉強させてもらう。
議 長	申請どおりとしますのでよろしくお願いいたします。 議案第 3 号、令和 7 年度男鹿市農業委員会事業計画案についてお願いいたします。
局長補佐	それでは、議案第 3 号令和 7 年度農業委員会事業計画(案)という資料をご覧ください。表紙の裏のページは、男鹿市の概要です。

局長補佐

世帯数及び人口は、令和7年3月31日現在の住民基本台帳に基づいた、総世帯数が1万2147戸、人口が2万3146人です。

農家数と農家数に関しては、2020年の農林業センサスに基づいた683戸です。うち販売ありが667戸であり、その下経営耕地面積、令和7年3月31日現在の農家基本台帳の数字です。

田が3939ヘクタール、畑が1269ヘクタール。

あわせて耕地面積が5208ヘクタールです。あくまでもの農家台基本台帳の数字であります。遊休農地であっても、経営耕地面積に出ていますので、実際の耕作面積とは異なって、多くなっております。

その下の農業委員会事業計画に関しましては、現農業委員の数の内訳です。そして、農業委員会事務局の構成は、職員4名で、事務局長、1名、局長補佐1名、主事1名、会計年度任用職員が1名となっております。

次のページをご覧ください。

令和7年度業務予定表は、4期に分けられて記されています。

4月から6月に関しましては、総会が月1回あります。

その他に、4月から6月の主なものとしては、職員の初任者研修、会長が出席する全国農業委員会会長大会の東京出張などがあります。

続きまして7月から9月に関しましても月1回の総会、それに合わせて秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修があります。

これはコロナ禍以降時期がずれてきておりますので、変更になる可能性があります。予定はこうなっております。

10月から12月に関しましては、月1回の定例総会の他に、農地パトロールがあります。昨年度は9月と11月で行いました。また、秋田中央地区会長会の先進地視察研修、種苗交換会での、農業委員会大会ということで、今年度は湯沢市で予定されているという形になっております。

1月から3月に関しましても月1回の総会と、大潟村他、周辺4市町村、農業委員会会長、局長会議とあり、毎回会長と代理、それと事務局長が参加している大潟村での会議あります。

また、11月の総会終了後に、農業者年金加入推進促進特別研修会ということで、毎年農業会議の方から来ていただき研修を受けているということになっております。

最後のページをご覧ください。

農業委員会事務局職員の配置及び事務分掌です。

濱野局長については、主に事務局業務の総括管理となっております。

局長補佐の私と、浅井主事に関しましては、主に一般事務、農業委員会の契約の受け付けと、一般業務その他となっております。

そして、週2日、月曜日と火曜日は、若美支所に駐在して、申請等の相談等を受け付けます。私が月曜日、浅井主事が火曜日対応します。

そして会計年度職員の佐藤さんは、証明書の発行手続きなどの事務補助に関する業務を担っております。

以上で農業委員会事業計画、(案)についてご説明を終わります。

議長

議案第3号について何かご意見ございませんか。

(意見無しの声)

質問ありませんか。(ないことを確認して)
例年どおりだと思いますので、よろしく願います。
続きまして、議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定案について、
ご説明願います。

局長補佐

議案第4号、令和7年度最適化活動の目標設定等(案)について、資料を確認していただければと思います。
毎年この最適化活動に関しては、目標を立てて、農業委員会で意見聴取しながら、ホームページに掲載して周知を図りながら進めることになっております。今年も例年と同じような内容となりますが、令和7年度の案として策定しております。
表紙の1番、農業委員会の状況で、皆様の任期と農業委員会の人数内訳を記載しております。
2番は、農家・農地等の概要で、これは2020年の農林業センサスに基づいた数値ですので、前年度と変わりなく総農家数が683、農業経営体数が667、その隣の表、基幹的農業従事者数が1973名、そのうち女性が978名、40代以下が138名と記載されております。
今年度は農林業センサスの新しい計画の調査が行われておりますので、来年はこの数字が若干変わってくるものと思われまます。
その隣は、認定農業者の表です。
認定農業者数は270経営体で、前回は286経営体でしたので、16経営体のマイナスとなっております。
基本構想水準達成者は94経営体です。ある一定の規模の水準を保っているのかということですが、昨年度は95経営体でしたので、マイナス1ということになっております。
以下、認定新規就農者6名、農業参入法人の新規が2件。
集落営農経営が1件。ということであります。
その下、経営耕地面積ということで、国で示している耕地及び作付面積統計、基づいた数字を記入しています。
田が3910ヘクタール、畑が721ヘクタールで、国で調査している真に耕作されている農地の数字であります。
端数の関係で合計が少し違いますが、総面積が4630ヘクタールとなっております。
次のページをご覧ください。
Ⅱの最適化活動の目標です。最適化活動の成果目標(1)は農地集積率で重要になる部分であります。
管内の農地面積4630ヘクタール、今年の農林水産課で把握している集積面積、要するに認定農家と、それに準ずる方々の耕作面積であります。3288ヘクタールで、集積率が今年度のスタートが71%ということになります。
昨年が73.4%なので、マイナス2.4%ということになっておりますが、これは認定農家の数が減ったことによるものです。大規模な経営者が営農できなくなり、認定農家でない方に農地を譲ったことで数値が下がったものと考えられます。
国では、農地集積の目標は集積率70%以上としており、下がりはしましたが71%となっております。
そして集積率の目標ですが、国では80%以上となっておりますので、男鹿市でも81%を目標に掲げております。

その場合、4630ヘクタールの農地に対して、新規集積面積がどのくらい必要かという、令和7年に463ヘクタールの新しい農地が認定農家等に集積されれば、目標達成となります。集積面積の目標の総計が3751ヘクタールで、81%の目標を達成となります。

なかなか厳しい目標ではありますが、達成に向けて活動をしていると行くということになります。

次の遊休農地解消ですが、現況の1号遊休農地面積3ヘクタールとなっております。うち緑区分の遊休農地面積が全となっております。

黄色区分に関しては、農業振興地域等の重要な農地の圃場に遊休農地が出ているということで、男鹿市はないということになっております。

そして目標としては、これは令和3年度利用状況調査における、緑地区分の遊休農地面積を基準とし3.5ヘクタール、緑地区分の遊休農地の解消目標は、1/5の0.7ヘクタールとしております。黄色区分はありません。

次のページをご覧ください。

(3)新規参入の促進ということで、農業委員会に課せられた重要な業務として、新規参入者を呼び込み、サポートするということがあります。令和4年度新規参入者はおりませんでした。

令和5年度の新規参入者が、1経営体、1.7ヘクタールで達成されております。令和6年度の新規参入者も1経営体で6.3ヘクタールでした。

その下の②目標は、過去3年、令和4年から6年度の平均値の1割以上を目標するということなので、目標は1ヘクタールということになります。

また、最適化活動の活動目標は、1人当たりの活動日数の目標ですが、国では月あたり10日と設定しております。

最適化の活動を行う農業委員数は19人です。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、国からは、活動強化月間を設けて、年に数回の活動を行いなさいというものがありますので、これは事務局の独断で目標を設定させていただきました。10月から12月までの間に、各委員が農業関係の会議等に参加した際、農地の集積に関して情報提供や、取りまとめを実施するとしました。

7月から8月まで、各委員が個別訪問等により、農地の集約化に関する情報等を収集するという、1月から3月まで、県や市が開催する新規参入相談会に参加するというような目標を掲げております。日頃の皆さんの農業委員活動がこれに入りますので、強化活動行う際、皆さんにまたお声がけすることになると思います。

次の(3)、新規参入相談会への参加目標ということで、新規参入への参加回数1回で開催時期は1月から3月、参加者の目標は2名ということで、相談会の開催日は未定となっております。相談会は県が主催する、新規参入相談会に参加することを想定しております。

以上で、令和7年度最適化活動の目標設定等括(案)についての説明を終わります。

議長

この議案第4号について何かご意見ございませんか。

加藤委員

資料の耕地面積ですけども、公的にはどちらの数字を使うんですか。

局長補佐

公的には、あくまでも耕作耕地面積ということで、4630ヘクタールが基準となります。農林業センサスの数字であり、今年度の農林業センサスの調査が行われたのでこの数字は来年度変わります。

議長

何かご意見ありませんか。
なければこれで終わります。
本日の議事は終了しました。どうもありがとうございました。

